平成２３年（フ）第１６８号
埼玉県北葛飾郡松伏町ゆめみ野東１丁目２番地８ゆめみ野東館101、破産手続開始時の住所埼玉県北葛飾郡松伏町松葉１丁目１番地29
破産者　長谷川哲也
1　決定年月日　平成23年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第３８０号
埼玉県草加市八幡町871番地　第二ハウス中村102号
破産者　杉本　好章
1　決定年月日　平成23年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第３８４号
埼玉県八潮市大字大瀬364番地12
破産者　上野組鉄工所こと　上野　忠孝
1　決定年月日　平成23年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第３８５号
埼玉県八潮市大字大瀬364番地12
破産者　上野　京子
1　決定年月日　平成23年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第４６１号
山梨県甲州市塩山下塩後584番地２　野沢アパート５号棟、破産開始決定時の住所山梨県北都留郡丹波山村2849番地
破産者　青柳　秀和
1　決定年月日　平成23年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３８号
広島県福山市奈良津町１丁目４番30号　プラスパー旭通り602、旧住所岡山県井原市下出部町291番地１
破産者　大下　博志
1　決定年月日　平成23年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第３１９号
秋田市東通６丁目８番10号
破産者　髙橋　豊司
1　決定年月日　平成23年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３１８号
名古屋市西区鳥見町１―16―１　鳥見コーポ206号、住民票上の住所神奈川県横須賀市久比里１丁目12番14号　小川方
破産者　諸岡　敏夫
1　決定年月日　平成23年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第９６０号
横浜市磯子区杉田坪呑２番２―407号
破産者　小野崎良吉
1　決定年月日　平成23年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第９６１号
横浜市磯子区杉田坪呑２番２―407号
破産者　小野崎淑子
1　決定年月日　平成23年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２０９８号
横浜市都筑区折本町1815番地
破産者　加藤百合子
1　決定年月日　平成23年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２９５号
神奈川県平塚市横内3281番地　コーポ浜田205号
破産者　山口　信義
1　決定年月日　平成23年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第１６４号
富山市水橋畠等40番地23
破産者　前田　尚幸
1　決定年月日　平成23年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１８２号
富山市本郷町119番地３
破産者　カガミヤ急便こと　加賀宮冨美枝
1　決定年月日　平成23年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５号
岐阜県高山市下三之町120番地　メゾンアビニョンＧ号、前住所岐阜県高山市若達町２丁目40番地
破産者　Ａ―ＴＥＣこと　土川　淳郎
1　決定年月日　平成23年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２３年（フ）第２５３号
愛知県豊田市千足町比丘尻952番地１　リード豊田102号
破産者　柗島　邦夫
1　決定年月日　平成23年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第１５００号
広島市佐伯区五日市中央４丁目13番12―108号
破産者　仁井　文行
1　決定年月日　平成23年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第９９号
山口県防府市華城中央１丁目１番16号
破産者　日産畳店こと　藤田　和男
1　決定年月日　平成23年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係